

緊急事態宣言の解除に伴うお知らせ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、大阪府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、重点措置に基づき、大阪市等における施設の営業時間短縮の協力要請等が行われることとなりました。淀川区民センターにおきましても、特措法第 31 条の 4 のまん延防止等重点措置の適用要請を受けまして 6 月 21 日（月）から 7 月 11 日（日）まで開館時間を 21 時までに短縮し 21 時以降、供用休止とさせていただきます。

【対応方向】

● 開館時間を 21 時までに短縮して供用を再開

許可を行っているもの、及び、新たな申込みに適用

● 収容率

・ 大声での歓声・声援なしの場合は収容定員 100%以内

・ 大声での歓声・声援の場合は収容定員の 50%以内

・ 入場者の整理誘導など、適切な感染症対策の実施を前提に使用を許可

★ 7 月 12 日（月）以降の取扱いは改めてお知らせいたします。